

◇ コネクテッド・インダストリーズ税制

Q : コネクテッド・インダストリーズ税制ができたそうですが、どういうものなのですか？

A : IoT税制とも言われるもので、次のような内容のものです。

【解説】

平成30年の税制改正では、コネクテッド・インダストリーズ税制(IoT税制)が創設されました。概要は次のとおりです。

①制度の内容

一定のサーバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により生産性を向上させる取組について、それに必要となるシステムやセンサー・ロボット等の導入を支援する税制が創設されました。

②課税の特例の内容

認定事業計画(認定革新的データ産業活用計画)に基づいて行う設備投資について、3%の税額控除(賃上げ※を伴う場合は5%)または30%の特別償却が認められます。
※継続雇用者給与等支給額が対前年度増加率3%以上を満たした場合

計画認定要件には、①データ連携・利活用の内容、②セキュリティ面、③生産性向上の目標があります。

③対象設備

ソフトウェア、器具・備品、機械・装置

④対象事業者

青色申告事業者

